

# 第 1 1 回 出雲地区合併協議会 会 議 録

未来と古代が響き合う  
日本のふるさと出雲の國づくり

日 時：平成 15 年 10 月 15 日（水）14 時 00 分

場 所：出雲交流会館 2F 多目的室

## 1 会議の名称等

会議名	第11回出雲地区合併協議会					
開催日時	平成15年10月15日(水) 14時00分~16時25分					
開催場所	出雲交流会館 2F 多目的室					
出席状況	委員総数	41名	出席委員数	39名	会議の成否	成
会議録署名委員	日野 恵行委員(平田市)			江田 小鷹委員(出雲市)		

## 2 会議の出席者

### (1) 役員・委員

役員	会長	副会長	副会長	学識経験者		
所属	市長・町長	議長	議員			
出雲市	西尾理弘	田中和彦	常松吉幸	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平田市				日野恵行	原田清造	熊谷美和子
斐川町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐田町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多伎町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛エミ子	石飛 赳
湖陵町	桑原壽之	立花・也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	(欠席)
大社町		佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村槇江	岩石秀一
共通委員				吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ] 田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ]		

欠席：寺田昌弘委員(出雲市) 中尾 陽委員(湖陵町)

### (2) 監査委員

所属	氏名
出雲市監査委員	勝部 一郎

### (3) 幹事会

所属	助 役
出雲市	野津邦男(幹事長)
平田市	加田幹男(副幹事長)
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志(副幹事長)

### (4) 各市町合併担当部課長

所属	氏名	職名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
"	山田俊司	出雲市合併推進課長
平田市	松田 隆昭	平田市総務課長
斐川町	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長

多伎町	森脇悦朗	多伎町地域振興課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長

(5) 事務局職員

役 職		氏 名	所 属	備 考
事務局長		妹尾克彦	出雲市	総括
参 与		柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長		坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長		石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班	班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
	班員	長廻修一	出雲市	
計画班	班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画・財政計画関係
	班員	妹尾淳也	出雲市	
調整1班	班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
	班員	林 辰昭	出雲市	
	班員	金築教治	平田市	
調整2班	班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
	班員	原 康正	平田市	
調整3班	班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
	班員	小村裕二	斐川町	

### 3 議題

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議事

(1) 報告事項

- 報告第48号 第1小委員会報告について
- 報告第49号 第2小委員会報告について
- 報告第50号 第3小委員会報告について

(2) 議案事項

- 議案第74号 国民健康保険事業の取扱い(その1)について (協議第42号 第2小委員会付託)
- 議案第75号 各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて  
(協議第66号 第1小委員会付託)
- 議案第76号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて  
(協議第16号 第3小委員会付託)
- 議案第77号 平成14年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について
- 議案第78号 平成15年度出雲地区合併協議会第1回補正予算について

(3) 協議事項

- 協議第67号 町、字の区域及び名称の取扱いについて
- 協議第68号 一部事務組合等の取扱い(その2)について
- 協議第69号 地域審議会の取扱いについて
- 協議第70号 特別職の身分の取扱いについて (第1小委員会付託)
- 協議第72号 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて (第1小委員会付託)
- 協議第73号 各種事務事業(保育関係その2)の取扱いについて (第2小委員会付託)
- 協議第74号 各種事務事業(文化・スポーツ関係その2)の取扱いについて (第2小委員会付託)
- 協議第75号 各種事務事業(文化・スポーツ関係その3)の取扱いについて (第2小委員会付託)

協議第76号	各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第77号	各種事務事業（農林関係その4）の取扱いについて	（第3小委員会付託）
協議第78号	各種事務事業（都市計画関係その2）の取扱いについて	（第3小委員会付託）

## 5 閉会

## 4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

### 1 開会

#### 〔柴田参与〕（司会・進行）

ご案内の時間がまいりました。

ただいまから第11回出雲地区合併協議会を開会いたします。

はじめに会長からご挨拶申し上げます。

### 2 会長あいさつ

#### 〔西尾会長〕

いよいよ秋本番で、ぐっと朝夕も涼しくなり、いよいよ本格的に活動できる体制になりました。

この合併協議会も夏場の暑い時期にかけて大変ご面倒・ご尽力いただき、まさに汗の結晶として今日に至っているわけでございます。いよいよ中間段階のとりまとめの確認の時期まで大詰めでございます。

今日は、これまでに事務的に、あるいは関係のみなさまにご協議を申し上げてきた案件として、いくつかの議案、協議案件をお諮りするわけでございます。町、字の区域の問題や地域審議会の取扱い、あるいは農業政策に関わるものは、すでに「その1」「その2」は協議が終わっていますが、今日は「その3」「その4」をお諮りし、「その1」から「その4」をパッケージでご確認いただくということで、「その3」「その4」を協議議題に挙げているところでございます。その他関心のある項目がそれぞれございましょうが、いよいよ大詰めでございます。何分ここまで相互の信頼と協力によってやってきたところでございますので、最後までよろしく申し上げますまして私のあいさつとさせていただきます。

#### 〔柴田参与〕

ありがとうございました。

#### 〔日野委員〕

大変重要な会議の前に申し訳ありませんが、一言発言させていただきたいと思います。

10月5日の山陰中央新報で報道されていましたが、「新市の特例債を充当」という見出しで十間川の改修ということが入っており、出雲市長が十間川の改修に特例債を充当すると発言されたことになっています。私どもといたしましては、まだ特例債の事業計画等の協議もしておりませんので、どういう考えでこういうことを言われたのかお聞きしたいと思います。

#### 〔西尾会長〕

どうも失礼いたしました。このことは誠にもって報道の責任ということだけではなく、我々もものの言い方を気をつけなければいけないということです。

ご承知だと思いますが、各市町では町内単位で説明会をして回っております。我々も（出雲市内）16地区を回ったうち、神門地区の説明会の中で、合併特例債についての鳥取県知事発言の朝日新聞の報道が話題になりました。鳥取県知事は、合併特例債をどんどん使うと「箱モノ行政」「重複行政」「借金行政」となるので

いけない、と発言されているが、西尾市長さんどう思われますか、という質問がありました。私は、鳥取県知事の考えはおかしいと言いました。「合併特例債は、合併してこそできる、合併したときにやらなければいけない事業に対する重点的な予算として特別に配慮されたものです。その事業の中には、川や道路もあり、建物だけではなく、大型の文化施設を建てるものではありません。合併ならではの貴重な財源です。」と回答し、ああいう言い方で（鳥取県知事の発言が）全国報道されるのは遺憾である、ということを言いながら、例えば、十間川もあれば神戸川流域の小さな川もある、という中で論じたところ、翌日の新聞では「出雲市長が十間川改修に特例債を充てると表明」と報道されました。私の発言とは全く違います。

問題となるのは、特例債は市町村の財源です。十間川、差海川は県の川でありまして、（改修は）県事業であります。特例債を充てられるものではありません。たまたま例示をしたら、そのまま書かれているわけです。現実問題としては対象外の話であるし、発言の一部を取り上げてああいう形で書かれたことは、誠に遺憾であります。

そのような話でして、確認しておきますが、十間川は県河川でありまして、県事業としてやられるものであり、特例債や市町村債でやる事業ではないということです。また、意向表明ということで論じられるような状況では一切ないということは、その場にいた人は分かります。そういう状況だったことをご理解いただきたいと思えます。

それでは会議に入らせていただきたいと思えます。

### 3 会議録署名委員の指名について

#### 〔西尾議長〕

会議録署名委員でございますが、指名の取り決めによりまして、本日は、平田市議会選出の日野恵行委員と出雲市の学識経験委員の江田小鷹委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

### 4 議事

#### （１）報告事項

報告第４８号 第１小委員会報告について

報告第４９号 第２小委員会報告について

報告第５０号 第３小委員会報告について

#### 〔西尾議長〕

まず報告事項でございます。

小委員会報告につきましては、付託事項に係るものの質疑については、議案審議のときに受けるという前提で順次報告していただきたいと思えます。

まず、報告第４８号について、第１小委員会の柳樂和夫委員長から報告をお願いします。

#### 〔柳樂和夫委員長〕

～報告第４８号について説明～

#### 〔西尾議長〕

ありがとうございました。後ほどご質問等いただく中でご論議いただきたいと思えます。

次に、報告第４９号につきましては、第２小委員会の飯塚勉委員長から報告をお願いします。

#### 〔飯塚勉委員長〕

～報告第４９号について説明～

**[西尾議長]**

ありがとうございました。特に新市行政システムについての報告もありました。これについては、重々念頭に置きながら対応していくことになると思います。

次に、報告第50号について、第3小委員会の柳楽和利委員長から報告をお願いします。

**[柳楽和利委員長]**

～報告第50号について説明～

**[西尾議長]**

ありがとうございました。質疑は後ほど、特に地域審議会等の議案の中でお願いするわけですが、報告されましたように、本庁・支所の問題は難しい問題でございます。バランスをどう取るかということで、そういう意味で最終的な詰めをさせていただいておりまして、本日はなく24日の協議会で本庁・支所についての具体的な提案をさせていただきます。また、財政計画についても、先般の協議会からご指摘いただいていることも含め、人件費削減の問題についても、真剣に、きちんとしたものを出そうということで詰めを行っておりまして、24日には出せると思いますので、よろしくお願ひいたします。以上、補足させていただきました。

3つの報告事項については、後ほど議案の中でご論議いただくということで、議案の方に移らせていただきたいと思ひます。

**(2) 議案事項**

議案第74号 国民健康保険事業の取扱い(その1)について (協議第42号 第2小委員会付託)

議案第75号 各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて

(協議第66号 第1小委員会付託)

議案第76号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(協議第16号 第3小委員会付託)

議案第77号 平成14年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について

議案第78号 平成15年度出雲地区合併協議会第1回補正予算について

**[西尾議長]**

議案第74号からの審議でございます。

議案第74号は、第2小委員会に付託いたしまして、先ほどの小委員会報告では、原案どおりという審議結果になっているわけでございます。事前に資料配布していますので、ご意見もあろうかと思ひます。何かご意見、ご質問がありましたら、この機会に改めてお願ひいたします。

～意見なし～

これは、行政的にも、小委員会でも随分論議してきたものでございまして、こういう内容でセットしたいということです。よろしゅうございますか。

～了承～

それでは、議案第75号に移らせていただきたいと思ひます。新エネルギー・省エネルギー関係の取扱いでございます。

これは、第1小委員会に付託いたしまして、先ほどの小委員会報告では、原案どおりという審議結果でございます。これにつきまして、何かご意見、ご質問がございましょうか。

～意見なし～

よろしゅうございますか。

～了承～

ありがとうございます。

次に、議案第76号に移ります。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提案するものでございます。この議案第76号については、改めて第3小委員会の柳楽和利委員長から説明をいただきたいと思っております。

**【柳楽和利委員長】**

～「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての審議経過を説明～

**【西尾議長】**

どうもありがとうございました。

今年の6月から9月、10月の段階まで、実に3ヶ月間に及び累次協議・検討を重ねていただきまして、成案を提案されたわけでございます。第3小委員会の委員長さんをはじめ、みなさま方のご尽力に対し、改めて敬意を表し、感謝の意を表する次第であります。

特に、委員長報告にもございましたが、斐川町におきましては、先進的な農業経営を一生懸命やっておられるということで、1つの農業委員会にまとめるに当たっては、同町の委員も深く関わってこられました農業政策、農業振興策を新市においても積極的に取り組んで欲しい旨の強い要望をもってご同意いただいたと承っているところでございます。私の立場からも、改めて言及させていただきたいと思っております。

以上のような経過でございますが、この協議会で議決するわけでございます。ご意見、ご質問が更にございましたらよろしくお願いたします。大体ご理解いただいておりますでしょうか。

～意見なし～

それでは、議案第76号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、新市における体制はこれよりよろしいでしょうか。

～了承～

ありがとうございました。

**【柳楽和利委員長】**

どうもありがとうございました。

**【西尾議長】**

ご尽力に対し、敬意を表します。

それでは、議案第77号に移らせていただきたいと思っております。平成14年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算をお諮りする時期が参ったわけでございます。今日は、勝部監査委員にもご出席いただいているところでございます。

協議会財務規程第7条第1項の規定によって、この決算について本協議会の認定を得ることになったわけでございます。事務局から説明願います。

**【三浦班長】**

～議案第77号について説明～

**【西尾議長】**

それでは、この際監査委員を代表して勝部一郎監査委員から監査報告をお願いします。

**【勝部監査委員】**

それでは、出雲地区合併協議会の決算審査を終了いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。  
平成14年度は、この協議会が設置された12月末以降3ヶ月余りの短い期間でありましたが、歳入歳出決算書及び附属書類について、関係諸帳票及び証拠書類を照合・点検の結果、計数的に正確であることを確認いたしました。また、事務処理につきましても、概ね良好でありましたが、若干文書で指摘いたしましたので、内容を検討のうえ適切な処理をされるようお願いいたします。

決算の状況につきましては、歳入決算額は28,000,031円であり、そのほとんどが構成市町からの均等負担金でありました。歳出決算額は22,158,752円であり、事務所開設に伴う備品費、事務費、住民意向調査費が主な内訳でございました。そして、収支差引額5,841,279円が次年度へ繰越される結果となっております。

以上簡単でございますが、本決算の監査報告とさせていただきます。

#### 【西尾議長】

どうもありがとうございました。

以上の報告を受けて、何かご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

～意見なし～

狭い窮屈なところではありますが、この会場を使うことによって30万円浮いたということもあります。この決算報告はご承認いただけるということでよろしゅうございましょうか。

～認定～

ありがとうございました。

次に、議案第78号に移らせていただきたいと思います。

平成15年度出雲地区合併協議会の第1回補正予算について提案するものでございます。事務局から説明願います。

#### 【三浦班長】

～議案第78号について説明～

#### 【西尾議長】

負担金については、例えば平田市の場合308万円ですが、この他に人件費負担もありますのでご了解いただきたいと思います。

それでは、この補正予算についてはよろしゅうございましょうか。何かご質問がございましょうか。

～了承～

それでは、議案第78号の15年度の本協議会の第1回補正予算はお認めいただいたということで承らせていただきたいと思います。

以上で議案の審議は終わりました。これから協議項目に入るわけでございます。

#### (3) 協議事項

- 協議第67号 町、字の区域及び名称の取扱いについて
- 協議第68号 一部事務組合等の取扱い(その2)について
- 協議第69号 地域審議会の取扱いについて
- 協議第70号 特別職の身分の取扱いについて (第1小委員会付託)
- 協議第72号 各種事務事業(広報広聴関係)の取扱いについて (第1小委員会付託)
- 協議第73号 各種事務事業(保育関係その2)の取扱いについて (第2小委員会付託)
- 協議第74号 各種事務事業(文化・スポーツ関係その2)の取扱いについて (第2小委員会付託)

- 協議第75号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その3）の取扱いについて（第2小委員会付託）  
協議第76号 各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて（第3小委員会付託）  
協議第77号 各種事務事業（農林関係その4）の取扱いについて（第3小委員会付託）  
協議第78号 各種事務事業（都市計画関係その2）の取扱いについて（第3小委員会付託）

**〔西尾議長〕**

ご承知のとおり、協議項目は、ここでご提案し、小委員会等で調整して、次回の本協議会に議案として提案させていただくものでございます。

それでは、協議第67号 町、字の区域及び名称の取扱いについて協議するものでございます。事務局から説明願います。

**〔今岡班長〕**

～協議第67号について説明～

**〔西尾議長〕**

それぞれの地区について、改めてご確認いただきたいと思います。これは、それぞれの市町からご要望・ご提案をいただいたものを基に調整したものでございます。

それでは、この案については、次回の協議会で議案として上程し、再度ご確認いただくということによろしゅうございましょうか。

～了承～

小委員会付託ということではなく、次回の協議会で決定させていただくということでございますので、更にご確認いただきたいと思います。

次に、協議第68号 一部事務組合等の取扱い（その2）について協議したいと思います。事務局から説明願います。

**〔今岡班長〕**

～協議第68号について説明～

**〔西尾議長〕**

島根県市民交通災害共済組合のことですが、加入率の低下、特に松江圏、出雲圏が非常に少なくなっており、財政的負担の問題があって、実は来年には解散という動きもあります。そうなれば、この組合についての取扱いの問題は解消するわけですが、平田市と出雲市で対応しており、こういうことがあることをこの機会に報告させていただきます。もっとも、解散するにしても今まで加入されている方々に納得いただく説明が必要である、という申し出もしているところでございます。

この協議項目も24日の本協議会にお諮りして確定するものでございますが、この段階でご質問等ございませんでしょうか。

**〔黒田委員〕**

斐川町宍道町水道企業団や宍道町斐川町環境衛生組合など、それぞれ組合議会がありますが、組合議会の構成がどうなるのか説明していただきたいと思います。

**〔西尾議長〕**

ありがとうございました。説明してください。

**〔石田次長〕**

斐川町と宍道町で一部事務組合をお作りになっているということで、宍道町の方も合併協議をなさっています。相手方が新市でどういうふうになるかによっても変わってくると思いますが、お互い新市になったときに、

それぞれの規模、状況によって決まってくると思います。

**【黒田委員】**

具体的には「松江市出雲市水道企業団」というふうになると思いますが、そこへ出かける議員の数や、新市の議員がそこへ出るのか、旧斐川町から選出された議員が出かけるのか、その辺はどうなりますか。

**【石田次長】**

当然新市の議会の方から出かけるようになると思います。

**【黒田委員】**

人数についてはどうなりますか。

**【坂本次長】**

基本的に、一部事務組合の設立につきましては、規約によって議員の人数などを定めることになりますので、事前調整によって新市のそれぞれの構成を決めることになると思います。

**【西尾議長】**

現在両町で何名づつの議員数ですか。

**【建部班長】**

斐川町 8 名、宍道町 4 名です。

**【西尾議長】**

人口比によるのですか。今度は向こうの方が議員数が多くなるかもしれませんが、これからは、大体イーブンだと思います。大雑把な言い方をすれば、イーブンの人数を出すということだと思います。誰を選ぶのかは、新市の議会で選任することになるかと思います。そういうことでよろしくご理解いただきたいと思います。他にございますでしょうか。

～意見なし～

それでは、この案件は 24 日の協議会で議案として出しますので、その時に議決ということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

～了承～

ありがとうございます。

次に、協議第 69 号 地域審議会の取扱いについて協議させていただきたいと思います。まず事務局から説明願います。

**【今岡班長】**

～協議第 69 号について説明～

**【西尾議長】**

ありがとうございました。

この地域審議会の設置については、任意協議会の段階から提案がございまして、法定協議会でも最終確認するというご協議に付するわけでございます。合併特例法の規定はあるわけでございますが、中身の運用は我々の主体性にかかってくるわけでございます。

実は、この地域審議会は、資料に書いてございますように、旧市町ごとに設置して、市長の諮問に応じたり、提言・建議をするというようなことに趣旨がありますが、もう一つ、住民自治組織ということがこれから話題

になってきます。これも作って然るべしということですが、これは事業団体、活動団体であり、地域審議会はチェック機関です。特に、21世紀出雲の國づくり計画に定めるものの執行状況をチェックする、当該地区の立場から見て、いいか悪いか、そして必要があれば提言・建議するということのようにございます。そういう絡みで、設置期間も10年後の平成27年3月31日までという形になっております。10年間の新市建設計画をチェックするという意味でこういう規定になっております。この辺については、実際に運用してみて、その段階で新市において論議されることもあると推測するところもでございます。

以上のようなことを補足させていただきまして、何かこの機会にご質問等ございましたらよろしくお願いたします。それぞれの地区のきめ細やかな行政サービスを担保するためにこういう組織を作るということでございます。

#### **[飯塚俊之委員]**

財政計画の資料のうち、特定目的基金のところ、「特定目的基金を積み立てて、各市町がその用途を明らかにして新市で条例化し、その目的に従って基金を充当します」となっていますが、このことは、地域審議会の所掌事務の(1)や(3)に該当し、ここで各地区が積み立てた基金を審議して使っていくことになるのですか。

#### **[西尾議長]**

基金の運用、地域審議会の所掌事務の(3)との関係についてコメントしてください。

#### **[今岡班長]**

各地区の特定目的基金は新市に引き継ぎ、地域審議会は、その基金の運用方法について市長から諮問を受け、使い方の答申をし、それに基づいて行政側が基金を使用していくということになります。それが所掌事務の(3)当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用ということですよ。

#### **[西尾議長]**

例えば、市長が、平田市の特定目的基金の使い方を諮問し、地域審議会から提案があって、それによって使うということですか。新市の主体性はないのですか。新市が提案するのではないですか。

#### **[石田次長]**

特殊なケースもあると思いますが、基本的には行政側から、このような自治体運営に使いたい、という問い合わせをするのがスタンダードなスタイルだと思っています。

#### **[西尾議長]**

もう少し言えば、新市の方から、例えば平田市の商業振興基金をこのように使いたいのではないかとございましょうか、と平田地域審議会に投げ掛け、審議会では、それは困ることなのか、やむを得ないということなのか、あるいは賛成ということなのかを審議していただくというチェック機関の役割があるということでご解釈いただきたいと思います。全く白紙で、使い方は分かりません、どうか審議してください、ということだけではないということです。やはり、新市の色々な事業をやるときに、その町にかかる事業をこの基金を使ってやるのがベターなことがありますので、そういうこともお諮りし、審議会の意見も聞いて執行するという形になるかと思っております。

#### **[飯塚俊之委員]**

逆に提案があってもいいですか。

#### **[西尾議長]**

そうです。事前に提案していただくのもいいと思います。  
何か他にございましょうか。

#### **[安食委員]**

会長からも、地域審議会の設置については、任意協議会でも確認されているという報告がありました。確かに、設置するという点については異議がなかったと思いますが、各市町に置くということまで決めてあったかどうか記憶にございません。7市町に審議会を置くとすれば、新市の市長は、かなりの行政手腕を発揮されないと、スムーズな行政運営が不可能になるのではないかと気がします。地域審議会ですから、その地域のために一生懸命市長に対して建議をしていくわけですので、その調整たるものは大変な労力が必要になると思います。市長の諮問機関として、果たして7つあった方がいいのかどうか、私は1つ設置して色々な調整をした方がいいと思います。かえって綱引きというか、地域エゴが諸に出てくる組織ではないかと心配しています。

#### **[西尾議長]**

ありがとうございました。

元々の法律の趣旨は、周辺の小さな町が合併したときに、寂れるとか、主体性が活かされなくなるとか、今までのようなきめ細やかな政策が期待できなくなる、という心配が全国にあって、それをおもんばかって旧市町単位の地域審議会を設けて、その主体性、意見も吸い上げる、尊重するという行政スタイルが望ましいという立場から規定されたものでございます。おっしゃるように、あまり極端になると全体がまとまらなくなりますので、先ほどのような見解も申し上げたところです。例えば、基金があって、その基金をどう使うか自由に審議していただく、というだけの規定にするのではなく、新市において行政が、全体のためにもこの地域においてはこの基金のこういう使い方ではどうか、という提案をし、それをチェックしていただくという形で全体をまとめやすくするという工夫が必要ではないかと思っています。確かに7つの地域に解体されてしまっただけは、新市の一体ある行政展開は難しいということもありますので、新市としての主体性を活かしながら、当該地域の審議会のみなさま方の積極的なご関与をいただくというバランスの上でやっていくことがベターではないかと思うところでございます。

今のようなご議論があったということをご十分頭に入れていただき、次の協議会でお諮りいたしますのでよろしくお祈りしたいと思います。よろしゅうございませうか。

～了承～

それでは、協議第70号 特別職の身分の取扱いについて協議をしたいと思います。事務局から説明願います。

#### **[今岡班長]**

～協議第70号について説明～

#### **[西尾議長]**

「その他の条例で定める特別職」については参考資料の何ページにありますか。

#### **[今岡班長]**

資料1の24ページからです。各市町で同じものは、選挙の立会人などたくさんございます。最後の方になりますと、各市町でバラバラなものが並んでおります。

#### **[西尾議長]**

特別職といっても、24ページから27ページまで膨大なものがありまして、それぞれについて一括して「協議第70号の5」では説明しているところです。お目通しお祈りしたいと思います。

協議第70号も、24日の協議会でもう一度お諮りするものですが、何かこの機会にご発言がありましたらどなたからでもお祈りいたします。

#### **[安食委員]**

農業委員の報酬については出雲市の額にするということですが、斐川町の場合は報酬が下がるということになります。

**[西尾議長]**

斐川町の方が高いのですか。

**[安食委員]**

そうです。市長の報酬は出雲市の方が高いのですが、農業委員の報酬は、斐川町の方が若干高いわけです。低いところに合せられたのはどういうことなのかと思います。

**[今岡班長]**

資料1の22ページをご覧くださいと思います。

こちらに、市長・町長から農業委員までの報酬の一覧を挙げていますが、網掛けのしてある部分が最も高い報酬金額です。一部について、平田市や斐川町で高いものがありますが、出雲市の報酬審議会で一定の基準をもって決められた報酬を調整案では挙げたところでございます。

**[西尾議長]**

(農業委員の報酬について)何か論理があるのですか。

**[今岡班長]**

資料1の23ページでは、類団との比較もしておりまして、新市は現在の出雲市よりも大きくなるけれども、最低でも今の出雲市の額に合せた方が無難ではないかということで、そういう調整にしています。

**[西尾議長]**

農業委員会委員の報酬は、類団と比較して出雲市が一番低くなっていますが。

**[安食委員]**

農業委員会委員の定数等が決まったわけですが、1年間の在任特例を使うということですので、斐川町から出る農業委員は、1年間は報酬が下がるということになると思いますが、それはどうかな、という感じがします。

**[西尾議長]**

そのままいいのではないかという議論ですね。

**[安食委員]**

低いところに合せた場合には、斐川町から出る農業委員は1年間報酬が下がるということです。

**[西尾議長]**

私は、1年間は現行のまま報酬のバラつきがあってもいいのではないか、という議論もあるということを申し上げました。

これから小委員会で審議していただくということで、今のご議論を委員長さんはじめ委員のみなさま方は念頭に置いていただいて、適切なお審議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、協議第70号 特別職の身分の問題は、この内容で小委員会に付託するということによろしゅうございましょうか。

～了承～

次に、協議第72号 広報広聴関係の取扱いについて協議に付したいと思います。これも事務局から説明願ひます。

**[今岡班長]**

～協議第72号について説明～

**〔西尾議長〕**

このポイントは、出雲市のように週報ということで毎週発行しているところから月単位で発行されているところまで多様でして、協議の中では、毎週発行することは大変であるということでした。出雲市の広報広聴室は、毎週発行ですので毎週残業をしています。これには長い伝統がありまして、なかなか切り替えることができないのですが、合併を機会に月2回にすることが妥当ではないかという結論を導きたいという思いが提案者にあると思います。これを次回決定したいということでございます。月2回の発行で充分だ、というご議論もありますが、配布の方が大変です。予算があれば宅急便を使えばいいのですが、2市5町のこれだけのニュースを毎週集めて編集するのなかなか大変だ、ということもあります。これと配送の問題です。

これは次の機会に確認させていただくということによろしくございましょうか。

～了承～

それでは、協議第73号 保育関係その2の取扱いについてです。これも事務局から説明願います。

**〔山本班長〕**

～協議第73号について説明～

**〔西尾議長〕**

ありがとうございました。

これは、第2小委員会に付託してご協議いただき、次回議案として出していただきたい事柄でございます。

私立認可保育所の運営費補助を出雲市で行っておりまして、こういう形の調整案を提案しているところでございます。1月初日の児童数ということで、この時期が一番固まりとしては大きいということです。しかし、新年度での執行をできるだけ早くする、年度末にならないと補助金が入らないような仕掛けにしないということをお願いしているところでございます。このことも念頭に置かれて小委員会でもご論議いただきたいと思っております。

法定外保育は、俗に無認可と呼んでいますが、これも助成している実績がございますので、調整していただきたいということでございます。

これらは、第2小委員会でもよろしくご審議いただくということで、みなさんよろしくございましょうか。

～了承～

それでは次に、協議第74号 文化・スポーツ関係その2の取扱いについて協議するものでございます。これについても事務局から説明願います。

**〔山本班長〕**

～協議第74号について説明～

**〔西尾議長〕**

ありがとうございました。

これも第2小委員会に付託してご審議いただくものでございます。次回議案として出していただくわけですが、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。付託についてはよろしくございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

ここで10分間休憩とします。

～休憩～

**[西尾議長]**

再開させていただきます。

協議第75号 文化・スポーツ関係その3で、第2小委員会に付託する事柄です。これも事務局から説明願います。

**[山本班長]**

～協議第75号について説明～

**[西尾議長]**

ありがとうございました。

これらについては、いずれも新市での定着が重要ですが、新市全域に及ぶインパクトの高いものとして、また、その地区の特色のあるものとして、という思いでの提案でございますが、第2小委員会に付託させていただいてご審議いただき、次回の協議会でよろしくお願ひしたいということでございます。

何かこの機会にご質問がございますでしょうか。

**[渡部委員]**

文化協会のことについてお願ひしたいと思います。

文化協会が存在しておりますのは、平田市と多伎町と佐田町でございまして、それぞれの自治体から活動助成金をいただいて文化面を担っているわけでございます。そして、合併後にこれがどうなるのか心配しております。実は、今年の春に出雲交流会館の多目的室をお借りしまして、それぞれの文化協会の会長と事務局が集まりまして連絡会を作りました。今後連携をとってやるということにしておりますが、合併後も是非とも文化協会を存続させていただきまして、適切な助成の下に、活動や組織が停滞することがないように、発展するように、今後とも事業展開をしていきたいという気持ちですので、新市におきましても、そういう基本的な考え方をもって文化協会を育成していただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

**[西尾議長]**

ありがとうございました。

合併の基本精神として、旧市町の特色のあるものはそれぞれ尊重して振興を図っていくという基本的なところで合意しているところがあります。その精神を戴しまして、文化については特に地域特色は重要でございますので、それぞれの活動を継承・発展させるという方向付けが成されることを私も期待していますし、委員のみなさんにもよろしくお願ひしたいと思います。

出雲市にも文化協会がりましたが、文化振興会議というものを別に作りまして、文化協会は依然として続いております。そのような伝統も分かっていますので、よく承りました。ありがとうございました。

それでは、第2小委員長さん、よろしくお願ひいたします。

～了承～

次に、協議第76号 農林関係その3、協議第77号 農林関係その4と続くわけでございます。実は、農林関係について、その1・その2は既に協議が終わっているところでして、斐川町のご要望があり、パッケージで、全体をまとめて議案に付するということがございますので、次回に確認の議案として処理させていただくということです。今日は、協議項目として76号と77号を付するわけでございます。

まず、協議第76号につきまして事務局から説明願います。

**[糸賀班長]**

～協議第76号について説明～

**[西尾議長]**

ありがとうございました。これにつきましては第3小委員会に付託するものでございます。

事務的に調整を行いまして、それぞれの町の特色が活かせるように、今までの恩恵が活かせるようにということで調整させていただいた結果でございます。これをご論議いただくわけでございますが、この機会にご発言・ご質問がございましたらどうぞよろしく願いいたします。

随分行政の立場で調整したものでございますが、第3小委員会でも更にご確認いただいて協議していただきたいと思っております。

**〔萬代委員〕**

農林関係事業受益者分担金についてですが、こういう改正をすると、財政的な裏付けも事務方の発想としては考えられているとは思っておりますが、そういう理解でいいですか。

**〔糸賀班長〕**

この調整案に基づきまして、現在計画している事業につきまして分担金の額の増減を計算したところでございます。合併後、17年度以降新規採択されるものから分担金の案を適用しますと、合併後10年間で1億7千3百万円ぐらいの分担金としての収入減となります。金額としてはそのように考えているところでございます。

**〔西尾議長〕**

財政プロジェクトと調整してありますか。

**〔糸賀班長〕**

財政計画に反映させるようにしています。

**〔萬代委員〕**

新市になってこういう制度を採った場合の需要も含めた中身のことを聞いているのですが、新しく出てくるものは想定していないのですか。

**〔西尾議長〕**

農道の整備等、新しく出てくるものも加味したうえでということではないのですか。

**〔糸賀班長〕**

新市建設計画、財政計画を立てる上で想定している事業を基に計算したものでございまして、現在全く計画のないものが新たに発生することまで想定してございませんので、新たな需要が起こるということは不確定でございます。分担金の額が下がったということから新たに新規事業を農家のみなさんが思い付かれるということについては計算できませんので、(計算に)入っておりません。17年度以降新規に事業が起こるというものを計算したものが1億7千3百万円ぐらいでありますので、それ以外のこれから計画を・・・。

**〔田中副会長〕**

もう答えたのではないですか。17年度以降の新規事業で増えるものを答えたということです。

**〔萬代委員〕**

想定してあるわけですか。

**〔田中副会長〕**

想定してあります。想定したものは盛り込んである、不確定なものは盛り込まれません、という当たり前のことを言っているわけです。

**〔萬代委員〕**

お聞きしたいのは、想定ということは、例えば農道計画等があって、県に要請されていて採択の見込みであ

る、というように既に計画に挙がっているものが盛り込んであるという意味ですか。

**【糸賀班長】**

そうです。

**【萬代委員】**

これから制度が変わるので新規にやろう、というものは入っていないということですね。分かりました。

**【西尾議長】**

財政的には財政計画の中で明らかにいたします。ご要望のありました人件費等も充分節減に努力いたしまして、意欲を持たせる形で浮上しつつありますので、よろしくをお願いします。

それでは、これで小委員会の方でご審議いただくということによろしいですか。

～了承～

ありがとうございます。

次に、協議第77号 農林関係その4の取扱いについて協議させていただきます。これも事務局から説明願います。

**【糸賀班長】**

～協議第77号について説明～

**【西尾議長】**

協議第77号 農林関係その4は、林業・森林関係のことが中心ですが、これも第3小委員会に付託を予定しています。これに先立って、この機会に質問等がございましたらよろしくお願いたします。

出雲市ではずっと市民の一部に懸念表明がありましても松くい虫防除をやることによって、北山山系、浜山、海岸沿いの森林を守ることができています。因果関係は科学的に論証は難しい面はございますが、明らかに空中散布をやったところとやらないところの差がありまして、これは継続しなければいけないという思いでがんばっているところでございます。

森林対策は、これから日本の国土政策上重要になりますので、小委員長さんをはじめ委員のみなさま方によろしくお願いしまして、本協議会でおまとめいただきたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

～了承～

ありがとうございます。

それでは、協議事項の最後になりますが、協議第78号 都市計画関係その2の取扱いについて協議させていただきます。これも事務局から説明願います。

**【糸賀班長】**

～協議第78号について説明～

**【西尾議長】**

ありがとうございました。

この協議第78号 都市計画関係その2についても第3小委員会に付託してご審議いただくわけですが、それに先立って、特にご発言がございましてでしょうか。第3小委員会にお諮りするということによろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは付託させていただきます。ありがとうございました。

## 5 閉会

### [西尾議長]

以上で本日の協議案件は終わったところでございますが、ここで、資料2（今後の協議スケジュール）を見てもらいたいと思います。

実は、予定でございますと今月24日の定例の協議会が最終の協議会となっておりますが、ご覧いただきますように、今日協議として付託したものがいくつかございまして、これらを17日の第1・第2・第3小委員会でそれぞれご論議いただくということがございますし、その時に財政計画についても再提案させていただくということもございます。更に、本庁・支所の問題、市役所もネットワーク市役所という構想をしております、それぞれがどういう分担関係になるのかというご提案もしなければいけないということで、24日で全部こなすことがなかなか量的に見ても大変ということがございます。また、慌しくやるということではなく、時間も充分取ってということもあります。これからのメインピックは、新市建設計画の中間とりまとめ資料を作って小委員会へはお願いしておりますけれども、それをご確認いただくということと、財政計画についても、その後総務省等との最終確認をしたもので見直したところもありますし、職員の定員の問題、市役所機構の組織の問題、これらが大きなピックとしてあるのではないかと思うわけでありまして、もちろん農業関係もその1・その2・その3・その4を確認していただくということもあるわけです。

これらを受けて、最終的に議案として処理するものや、24日に協議としてお願いしないといけないものもありまして、もう一度本協議会を開くということがどうしても必要になってきている事情もあります。一番下のところに書いてありますように、10月31日の金曜日、ご多用のところ恐縮ですが、夕方5時からこの会場で第13回の協議会、これをもって締めくくるという協議会を開催させていただいたということを計画しているところでございます。ここでは、組織・機構、あるいは残った議案についてご決定いただくということを計画しているところでございます。

そして、あえて申し上げますならば、31日は午後7時過ぎになると思いますが、出雲ロイヤルホテルに移りまして、みなさま方にたくさんのご労苦をいただいてここまでたどり着いたということで、そういうことを前提にして、中間まとめの懇談会を催したいということがございます。

そして、もう一つ申し上げますならば、この結果を2市5町共通のシンポジウムという形で住民のみなさまにご報告するようなセッションも必要ではないかと思っております。各市町でも単独で開催しておりますが、合同でやるものは、この法定協が発足した直後に、大社町の文化プレイスで若者を中心に2市5町全体のシンポジウムを開催して以来でございます。中間段階の締めくくりという意味で、11月10日の月曜日、午後1時から平田市の文化館で2市5町合同のシンポジウムを開催させていただきたいと思っております。みなさま方につきましては、ご多用ではございますが、ご都合のつく方は是非ともご参加いただいて、共通の認識を盛り上げていきたいというようなことでございます。

以上、今後のスケジュール、段取りについて粗々のところを申し上げましたが、この機会に、今申し上げましたことに対し、ご質問・ご要望がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それから、10月31日の法定協議会は午後5時からということですが、最初から出雲ロイヤルホテルで開催ということにしたいと思っております。

～意見なし～

ご多用のところ恐縮ですが、可能ございましたら手帳に予定をお書き込みいただきまして、よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

それでは今日はどうもありがとうございました。いよいよ最終的に重要な時期でございます。がんばっていききたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上